事業名	産後ケア事業の拡充

セールスポイント	・産後の母子に対して助産師等が心身のケアや育児のサポート等を行い、子育てを支援する ・出産直後のケアをより充実させるため、「宿泊（ショートステイ）型」の日数をこれまでの3泊4日から6泊7日に拡充する

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・平成30年度から「宿泊（ショートステイ）型」、令和6年度に「通所（デイサービス）型」、令和7年度に「訪問（アウトリーチ）型」の産後ケア事業を開始し、利用者数は毎年増加している。

・国は、支援を必要とするすべての方が利用できる事業であることを明確化するとともに、母子健康手帳に産後ケアの記録欄を追加したことから、誰もが利用できるサービスとして需要の増加が見込まれる。

・産後ケア事業を、子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に産後ケア事業の量の見込みと提供体制の確保を定めることとした。

2. 目的

・育児に関する不安や負担感を軽減し、産後も安心して健やかな育児ができるよう支援する。

3. 内容

・助産師等の専門職が常駐する産後ケア施設（産科病院・助産院等）及び利用者の居宅において、産後の心身のケアと育児に対する指導やサポート等を行う。

・子ども一人あたり、「宿泊（ショートステイ）型」の利用日数は、これまで3泊4日までであったが、令和8年度から6泊7日までに拡充する。

・子ども一人あたり、「通所（デイサービス）型」の利用は3日、「訪問（アウトリーチ）型」の利用は2日であり、合わせて年12日の利用を可能とする。

・ 対象及び利用者負担額は下記のとおり。住民税非課税世帯・生活保護受給世帯は、負担額免除となっている。

	対象	委託利用料（日）	うち自己負担額（日）
宿泊（ショートステイ）型	おおむね生後4か月まで	33，000 円	2，500 円
通所（デイサービス）型	おおむね生後4か月まで	25，000 円	1,500 円
訪問（アウトリーチ）型	おおむね生後1年未満	10，000 円	1,000 円

4. 今後のスケジュール

・令和8年2月　　事業所へ説明
・令和8年4月　　開始

事 業 費	1 億 6,757 万円	うち新拡分事業費	1 億 5,049 万3千円